

宮崎市監査委員	阪元 勇
宮崎市監査委員	松浦 史典
宮崎市監査委員	上田 武広
宮崎市監査委員	函師 勝幸

定期監査結果の公表について

このことについて、下記のとおり公表します。

記

- 1 宮崎市監査基準への準拠
宮崎市監査基準に準拠し、監査を実施した。
- 2 種類
地方自治法第199条の規定に基づく定期監査
- 3 対象
田野総合支所（地域市民福祉課、農林建設課）の令和4年度及び令和5年4月1日から8月31日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理
- 4 着眼点
別紙に掲げる着眼点について、監査を実施した。
- 5 主な実施内容
財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。
- 6 実施場所及び日程
 - (1) 実施場所 関係各課及び監査室
 - (2) 日 程 令和5年11月1日から令和5年12月19日まで
- 7 結果
上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務の重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。
ただし、次のとおり是正又は改善が必要である事項が認められた。
 - (1) 補助金の交付において、補助対象者は市税に滞納がないことが要件とされているにもかかわらず、その時点で滞納がある者に対して交付決定していた。（農林建設課）
 - (2) 行政財産目的外使用許可について、総合支所長専決事項であるにもかかわらず、課長までの決裁としていた。（農林建設課）
 - (3) 道路占用料について、端数処理を誤り、過大に徴収していた。（農林建設課）